



2026年4月17日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社  
代表取締役社長 柳瀬 重人  
(コード番号：3856 東証スタンダード)  
問合わせ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内田 晋  
電 話：03-6810-3028 (代表)

### 米国向け太陽光パネルの輸出に関する一部貨物の取扱いについて

当社は、連結子会社であるVietnam Sunergy Joint Stock Company（以下、「VSUN」という。）が製造し、米国向けに輸出した太陽光パネルの一部につき、米国税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection、以下「CBP」という。）より、米国への輸入が認められていない旨の通知を受領しました。本件に関し、VSUNは2026年1月21日に受領し、当社はVSUNを通じ、本年3月18日に受領をしております。本件は、2026年3月期連結業績に相応の影響を与える事象と想定されることとなりましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 本件の内容

当該通知によれば、当該貨物は、CBPによる審査の結果、ウイグル強制労働防止法（Uyghur Forced Labor Prevention Act\*注1、以下「UFLPA」という。）に基づき、例外を認めるための十分な証拠が確認できないとして、米国への輸入が認められない取扱いとなっており、2026年1月11日付で当該取扱いが決定されております。

以降は、輸入が差し止められていますので、米国向けの売上が計上できず、滞船料が発生しております。更に一部の太陽光パネルについては、ベトナム向けに返品処理をしておりますので、その費用が発生しています。本件については、VSUNが米国の弁護士を通じて、CBPに対し、違反がないことを立証すべく取り組んでおります。

滞留品について、今後CBPの審査を合格した際は、太陽光パネルの米国内での販売が可能となりますが、それが実現しない場合は、米国以外のエリアへの転売を進めます。その際の売価は米国向けに対し、低価となります。このため、利幅の低下が想定されます。

なお、当社及びVSUNにおきましては、ウイグル地域に由来する原材料を使用しておらず、当該貨物についても、当社グループの調達方針及び品質管理体制に基づき製造されたものであると認識しております。

## 2. 当社及びVSUNの対応について

当社及びVSUNといたしましては、CBPの指示に従い、当該貨物の再輸出等を含む必要な対応を行うとともに、米国の弁護士を含む外部専門家とも連携し、本件への対応をしております。本件に関連して発生する可能性のある損害額につきましては、物流費用、保管費用、再輸出に係る費用等を含め、現在精査中であり、現時点において合理的に算定することが困難な状況にあります。

## 3. 連結業績への影響について

本件が当社の2026年3月期連結業績に与える影響ですが、概算の損失額として30～50億円程度が想定されます。現時点で正確な数値を算出することは困難であり、その確定は5月中旬頃の見通しですが、開示が可能な状況になりましたら速やかにお知らせいたします。

---

注1：米国のウイグル強制労働防止法（UFLPA）とは、中国新疆ウイグル自治区で強制労働により生産されたと推定される製品の米国への輸入を原則禁止する法律です。輸入者側に、強制労働と無関係であることの立証責任が課されています。

以 上